

## 国の責任でゆきとどいた教育環境整備の改善を求める意見書

6月11日、第217回通常国会において、「公立の義務教育諸学校等における教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、給特法)」をはじめ、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育公務員特例法等の一部を改正する法案が、参議院本会議において、附則と21もの附帯決議とともに可決・成立しました。教職員の処遇改善や時間外勤務の縮減が必要との認識が一致したことや、附則や附帯決議に、教職員増、勤務時間の縮減などが盛り込まれたことも重要な点であり、今後の職場や働き方を改善させる方向性が示されました。しかし、改正給特法の最大の問題点は、公立学校の教員のみ、膨大な時間外勤務を「時間外在校等時間」というあいまいな概念で労働時間として認めず、一切の時間外勤務手当を支給しないという労働基準法の原則を踏みにじったところにあります。「超勤4項目」に該当する業務以外の時間外勤務を命じない代わりに、時間外勤務手当を支給しない現行の給特法のしくみは維持されたままです。これでは、教職員の長時間過密労働の解消はできません。

改正給特法には大きな問題点があります。「月30時間の時間外勤務を容認し、超勤手当は支払わない労基法違反である。」、「時短ハラスメントの横行や持ち帰り仕事の増加が懸念される。」、「主務教諭の導入は教職員の協力が不可欠な学校現場を破壊する。」、「教職調整額を4%から10%まで段階的な引き上げをおこない、一方で義務教育等教員特別手当などの削減が計画されている。」の4点です。

ここ数年、現場では子どもたちの教育を保障するために、担任を外れて学校全体の業務に携わる主任や教頭・校長を担任に充てるなど、教職員の努力でなんとか対応していますが、個々の教職員の負担が増えて疲弊し、さらに新たな休職者が生まれるような悪循環に陥っています。教職員未配置により現場の教育活動に支障をきたすことは、子どもたちの学習権にかかる重大な問題です。また、不登校の児童・生徒の増加の一因にもなっています。そして、この問題は学校現場の多忙化・長時間過密労働などが解消されず、教職離れを加速させています。教職員未配置問題を早急に国の責任で改善することが求められます。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

### 記

1. 少人数学級の実現や義務標準法の改正による教職員の基礎定数の抜本的改善により教職員を増やし、業務量を減らすための措置を早急に講じること。
2. そのために、教育予算を大幅に増やすための措置を早急に講じること。
3. 長時間労働の法的な歯止めとなる残業代支給のしくみを設ける給特法の抜本的な改正をするための措置を早急に講じること。
4. 国の責任で、教職員未配置問題を抜本的に改善するための措置を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月9日

北海道豊富町議会  
議長 千葉 久

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣